

海外修学旅行促進事業実施要綱

1 目的

広島空港の利用促進を図るため、広島空港発着の航空便を利用する海外修学旅行実施に当たり、予算の範囲内で、その経費の一部を助成する。

2 定義

この要綱において「修学旅行」とは、その参加者が教職員と生徒で構成され、参加生徒の在学中1回まで実施されるものをいう。

3 助成対象者及び助成額

助成対象	助成額 (団員1人あたり)	助成限度額 (1団体あたり)
海外修学旅行を実施する県内外の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校、各種学校並びに特別支援学校中学部及び高等部、大学（以下「学校」という。）のうち、右の要件に該当する修学旅行を実施するもの	広島空港発着の国際線を利用する海外修学旅行（初回のみ）	2,000円 100,000円
	広島空港発着の国際線を利用する海外修学旅行（2回目以降）	1,000円 50,000円
	広島空港発着の国内線を利用する海外修学旅行	

4 事業計画書の提出

事業を実施する学校の校長（以下「校長」という。）は、別紙様式1による事業計画書に、必要な書類を添付し、事業実施日の1か月前の日までに広島県空港振興協議会会長（以下「協議会会長」という。）に提出するものとする。

5 交付決定

協議会会長は、提出された事業計画書を審査の上、適正と認められた場合は、すみやかに助成金の交付を決定し、別紙様式2により通知するものとする。

6 事業計画の変更等

校長は、事業の中止、変更等が生じた場合には、別紙様式4により速やかに協議会会長に報告すること。

7 実績報告書の提出

校長は、事業完了日から2週間以内に、別紙様式3により実績報告書を協議会会長に提出するものとする。

8 助成金の額の確定及び支払

協議会会長は、実績報告を審査の上、適正と認められた場合は、助成金の額を確定し、速やかに助成金を支払うものとする。

9 助成の条件

- (1) 海外修学旅行の参加者数は 10 名以上とする。
- (2) この要綱に基づく助成は、当該年度につき各学校 1 回までとする。ただし、災害などやむを得ない理由で、海外修学旅行を次年度に延期した場合はこの限りではない。
- (3) 1 校で複数の行先がある場合又は同じ行先で複数の団がある場合は、各団を合わせて助成限度額までの支援とする。
- (4) 当該年度の助成額の累計額が予算額に達した場合は、当該年度の事業は終了する。
- (5) やむを得ない理由で、往路又は復路について広島空港以外の空港を利用する場合は、半額助成とする。
- (6)瀬戸内国際観光テーマ地区推進協議会及び広島県国際観光テーマ地区推進協議会が行っている助成金と重複できない。
- (7) 振込先が日本の金融機関以外の場合は、海外送金手数料等を含め、助成限度額を 100,000 円とする。

10 手続上の特例

4, 6, 7 に定める手続は、海外の学校が実施する修学旅行にあっては、学校長に代わり催行する旅行会社が行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。